○区域指定平面図（摂津市西—津屋700番1及び一津屋 2 丁目452番1 の各一部）

（1） 4 却



## 【凡例】

——：拥査対象範囲 ———： 30 m 格子 ——： 10 m 格子 －：単位区画の統合
㞎：結（土埌合有冝）基準不道合区画


| 30 m 格子 | 単位区画 | 土㩙溶出量（mg／L） |  |  | 土壤含有量（mg／kg） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 鉛 | 吡素 | ふっ素 | 鉛 |
| A 1 | A 1－1 | － | － | 1.2 | － |
|  | A1－3 | － | － | 2.5 | － |
| A 2 | A2－4 | － | － | 1.6 | － |
|  | A2－7 | － | － | 1.6 | － |
| A 3 | A3－1 | － | － | 15 | 660 |
| D 2 | D2－9 | － | － | － | 180 |

基準不適合の項目のみを記載。
試料採取日：2018年1月15～19日｜

図 1工場周辺
$\cdots \cdots$



図 北門周辺
$\square$ ：形質変更範囲
—： 30 m 格子
：10m 格子＜：単位区画の統合
－：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふつ素（溶出量））
\＃：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふつ素（含有量））
各 30 m 格子内の No

| A |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 2 3 <br> 4 5 6 <br> 7 8 9 <br>   8 <br> 30 m 格子名： A 1   |  |  |



図 物流倉庫北側•東側：形質変更範囲 一： 30 m 格子

- ： 10 m 格子 《：単位区画の統合
- 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふつ素（溶出量））
：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（鉛（溶出量））

各 30 m 格子内の No



図 ダイキン池（表層）
$\square:$ 形質変更範囲－：30m 格子－： 10 m 格子 $<$ ：単位区画の統合
$\square$ ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（項目は図中に記載）

F－C：ふつ素（含有量）を示す。
各 30 m 格子内の N 。

| A |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |



図 ダイキン池（池底面）
$\square:$ 形質変更範囲－：30m 格子－： 10 m 格子 $<:$ 単位区画の統合
$\square$ ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（項目は図中に記載）

$\mathrm{Pb}-\mathrm{C}$ ：鉛（含有量），F－C：ふつ素（含有量）を示す。

各 30 m 格子内の No

| A |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |



各 30 m 格子内の No

| A |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |

図 東側未利用地
$\square:$ 形質変更範囲－：30m 格子－： 10 m 格子 $<$ ：単位区画の統合
－：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふつ素（溶出量））
：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（鉛（溶出量））


図 4 工場東側－南側
$\square:$ 形質変更範囲

- ：30m 格子
- ：10m 格子
《：単位区画の統合
$\square$ ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（トリクロロエレン（溶出量））
－：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふつ素（溶出量））
各 30 m 格子内の No





## 図 4 工場•5 工場南側

 ＜：単位区画の統合- ：活染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふつ素（溶出量））
- 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（鋁（溶出量）） ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（水銀（溶出量）） －：第二溶出量基準に適合しない土地とみなされる範囲（水銀（溶出量））


図 物流倉庫南側
－： 30 m 格子
： 10 m 格子
－：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
（トリクロロエチン（溶出量），水銀（第二溶出量），鉛（溶出量•含有量），砒素（溶出量），ふつ素（溶出量•含有量））

各 30 m 格子内の No

※別紙（10（11）の指定区域（■範囲）は，別紙（4）～⑨）指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壌を仮置きするため，指定の申請を行ったものである。 よって，別紙（1111）の指定区域（■範囲）については，全単位区画をトリカロロエチン（溶出量），水銀（第二溶出量），鉛（溶出量•含有量），砒素（溶出量），ふつ素 （溶出量•含有量）について指定する。


図 旧グラウンド
$\square:$ 形質変更範囲－： 30 m 格子 —： 10 m 格子 $<$ ：単位区画の統合
■ ：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
（トリクロロエチレ（溶出量），水銀（第二溶出量），鉛（溶出量•含有量），
砒素（溶出量），ふつ素（溶出量•含有量））

各 30 m 格子内の N 。

| $A$ |  |  |  |
| :--- | :---: | :---: | :---: |
| 1 2 3 <br> 4 5 6 <br> 7 8 9 |  |  |  |
| 30 m 格子名： A 1 <br> 単位区画名：A1－5 |  |  |  |

※別紙（11（11）の指定区域（■範囲）は，別紙（4）～⑨）の指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壌を仮置きするため，指定の申請を行ったものである。
よって，別紙（11111）の指定区域（■範囲）については，全単位区画をトリカロロエチレ（溶出量），水銀（第二溶出量），鉛（溶出量•含有量），砒素（溶出量），ふつ素（溶出量•含有量） について指定する。


図 特機事業部
$\square:$ 形質変更範囲 $-: 30 \mathrm{~m}$ 格子 $-: 10 \mathrm{~m}$ 格子 $<$ ：単位区画の統合

- 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
- 土壌試料採取地点（基準不適合地点）
※Cr6 は六価クロム（溶出量），CNはシアン（溶出量）， Pb は鉛（溶出量）， As は砒素（溶出量），
F はふつ素（溶出量）， $\mathrm{Pb}-\mathrm{C}$ は鉛（含有量）を示す。

